

_____ (以下「保護者」と社会福祉法人博光会 (以下「事業者」とは、事業者が保護者の乳幼児 _____ (以下「乳幼児」) に対して提供する保育について、以下のとおり利用契約を締結するものとする。

(目的)

第1条 この契約は、乳幼児に対し、児童福祉法、子ども・子育て支援法等の趣旨に従って、安心して生活できる保育を提供し、保護者は事業者に対し、その保育に対する料金を支払うことについて必要な事項を定め、当該事項について保護者と事業者が合意することを目的とする。

(支給認定の確認)

第2条 この契約を進めるにあたり、事業者は保護者の提示する支給認定証又は支給認定決定通知書 (以下「支給認定証等」という。) により、支給認定の有無、保育の区分、有効期間、保育必要量を確認し、支給認定証等の内容に従って保育の提供を行うものとする。

(契約期間)

第3条 この契約期間は、契約の締結日から支給認定証等の有効期間の満了日までとする。

2 前項の契約期間の満了日までに、支給認定証等の内容に変更があった場合の契約期間の終期は、変更後の支給認定証等の有効期間の満了日までとする。

(保育の場所)

第4条 保育の提供場所は、さいたま市浦和区高砂2丁目5番5号 KIビル2階 イエローペンギン保育園です。

(保育内容)

第5条 事業者は、児童福祉法、保育所保育指針及び市の実施要綱に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供するものとする。

2 保育内容は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりとする。

3 事業者は、「重要事項説明書」に変更があった場合、保護者に変更内容について、説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

(保育の記録)

第6条 事業者は、事業所において乳幼児の保育内容を記載した諸記録を作成し、契約満了後、又は契約の解除後5年間保存します。なお、保存期間が経過した際には、第14条第1項の守秘義務に則り廃棄処分するものとする。

2 事業者は、保護者から諸記録の閲覧の求めがあった場合は、特別な事情がある場合を除くほか、当該求めに応じ閲覧させるものとする。

(利用時間等)

第7条 施設における保育の提供を行う日及び時間等については、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりとする。

(利用者負担 (保育料) 等)

第8条 事業者が提供する保育等に対する利用者負担 (保育料) 等については、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりとする。

2 保護者は、施設が提供する保育等の対価として、次項に規定する月毎に算定された利用者負担 (保育料) 等を事業者へ支払うものとする。

3 前項以外に、月の途中退所における利用者負担 (保育料) は、その月途中利用終了日の前日までの開所日数 (25日を超える場合は、25日) を25日で除した値を乗じた金額 (10円未満切り捨て) とする。

4 保護者の都合による休園期間は、最長3か月とし、この期間における利用者負担 (保育料) を支払うものとする。

(利用者負担 (保育料) 等の支払)

第9条 利用者負担 (保育料) について、事業者は明細を付して当月25日までに保護者に請求し、保護者は当月末日までに事業者へ支払うものとする。

2 利用者負担 (保育料) 以外の時間外保育料等の利用料について、事業者は明細を付して保育の提供を行った月の翌月25日までに保護者に請求し、保護者は、請求があった月の末日までに事業者へ支払うものとする。

3 月の途中で退所する場合の精算料金について、第1項及び前項の定めに関わらず、事業者は明細及び支払期限を付して当月末までに保護者に請求し、保護者は支払期限までに事業者へ支払うものとする。

4 事業者は、保護者から利用者負担 (保育料) 等の支払いを受けたときは、保護者に領収証を発行するものとする。

(地域型保育給付の法定代理受領)

第10条 事業者は、子ども・子育て支援法第29条第5項 (同法第30条第4項の規定において準用する場合も含む。) の規定により、地域型保育給付を保護者に代わって受領するものとする。

2 事業者が地域型保育給付を保護者に代わって受領した場合は、保護者へ受領日及び受領額を記載した文書を速やかに通知するものとする。

(契約の解除)

第11条 保護者又は乳幼児の事情で中途退所する場合、保護者は、当月10日又は退所予定日のいずれか早い日までに事業者へ指定の様式にて申し出るものとする。

2 次の事由に該当した場合、保護者は文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができる。

- (1) 事業者が正当な理由なく保育の提供を拒否した場合
- (2) 事業者が第14条に掲げる守秘義務に反した場合
- (3) 事業者が法令等の社会的義務に反した場合
- (4) 事業者が乳幼児又は保護者やその家族等に対して社会通念上、逸脱する行為を行った場合
- (5) 事業者が破産した場合

- 3 事業者は、閉所や休所など止むを得ない事情がある場合、保護者に対して3カ月以上の予告期間を置いて文書で理由を明示することで、この契約を解除することができる。
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で保護者に通知するとともに、あらかじめ保護者に対して当該解除の理由を説明し、保護者の意見を聴取することで、契約を解除することができる。
- (1) 保護者が第8条に定める利用者負担（保育料）等の支払いを遅延した場合で、料金支払の催告期間が経過しても支払いがないとき
 - (2) 保護者が事業者、保育従事者又は、他の利用者（保護者、乳幼児）に対して、重大な背信行為を行った場合
 - (3) 乳幼児が支給認定の対象でなくなった場合
 - (4) 入所後の乳幼児の身体状況により、事業者において受け入れ体制等の限度を超え特別な支援が必要と判断した場合
- (退所時の協力)

第12条 事業者は、前条第2項及び第3項の事由により乳幼児が退所する際には、保護者の希望や乳幼児の環境の変化を勘案し、転所先の確保に努めるものとする。

(秘密保持)

第13条 事業者が制定する個人情報取扱指針に基づき、事業者及び従事する全ての職員は、保育を提供する上で知り得た乳幼児、保護者及びその家族等に関する個人情報を第三者に漏らしてはならない。この守秘義務は、契約終了後も同様とする。

- 2 前項の定めに関わらず、保育の質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために必要な事業者が乳幼児、保護者の個人情報を提供するものとする。
- 3 第1項の定めに関わらず、施設の運営内容の向上を目的として、事業者が乳幼児及び保護者の個人情報を第三者に提供が必要であると判断した場合は、文書等により目的及び理由を説明し、保護者の同意を得るものとする。
- (緊急時の対応等)

第14条 事業者は、保育中に乳幼児の身体に急変が生じた場合、又はその他必要があると判断した場合は、緊急搬送を要請する。また、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を取るなどの措置を講じるものとする。

2 事業者は、保育の提供において、乳幼児が受傷等を負った場合には、保護者に対し受傷に係る経過説明を行うものとする。

(賠償責任)

第15条 事業者は、保育の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により乳幼児の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、保護者に対してその損害を賠償するものとする。

(相談・苦情対応)

第16条 事業者は、保育に関する相談、事業全般に係る要望・苦情等に対する窓口を設置し、誠実かつ迅速に対応するものとする。

(裁判管轄)

第17条 この契約に関して訴訟の必要が生じた時は、さいたま地方裁判所を第一審管轄裁判所とするものとする。

(本契約に定めのない事項)

第18条 保護者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。

この契約に定めのない事項については、児童福祉法その他関係法令に従い、事業者、保護者双方の協議により定めるものとする。

(重要事項説明確認)

第19条 契約を交わすに当たり、事業者は、保護者に対し別に作成する「重要事項説明書」に基づき、重要事項の説明を行い、保護者はその内容を了承したものとする。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者は記名押印の上、1通ずつ保有するものとする。

年 月 日

乳幼児

<氏名> _____

保護者（支給認定保護者）

<住所> _____
<氏名> _____ 印

事業者

<所在地> 埼玉県さいたま市緑区原山 4-18-9

<事業者名> 社会福祉法人博光会

<代表者> 理事長 齋藤 健二 印